



スカパーJSAT

Sat-Qサービス契約約款
新旧対照表
(第2版/令和4年10月)

スカパーJSAT株式会社

Sat-Qサービス契約約款 新旧対照表(第2版/令和4年10月)

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>(無線従事者の選任) 第12条 Sat-Qサービスの利用に係る地球局の操作は、利用契約者が指定する無線従事者(電波法及び無線従事者規則(平成2年郵政省令第18号)の規定に基づき無線従事者の免許を受けた者をいいます。)に行っていただきます。ただし、電波法及び電波法関連諸規則に別段の定めがある場合は、この限りではありません。 (略)</p> <p>(無線局免許取扱手数料の支払義務) 第36条 利用契約者は、電波法に定める特定無線局(包括免許制度適用の無線局)とする無線局以外の無線局に関し、電波法及び電波法関連諸規則の規定に基づく事務及び作業を行ったときは、料金表第3表(無線局免許取扱手数料)に規定する無線局免許取扱手数料を支払っていただきます。</p> <p>(HUB局の検査及びVSAT地球局設備の点検) 第43条 当社は、電波法及び電波法諸関連規則に基づき地球局の検査を受けようとするとき、又は保守のために地球局設備等を点検しようとするときは、あらかじめ、その期日及び検査等を行う場所を利用契約者に通知します。</p> | <p>(無線従事者の選任) 第12条 Sat-Qサービスの利用に係る地球局の操作は、利用契約者が指定する無線従事者(電波法及び無線従事者規則(平成2年郵政省令第18号)の規定に基づき無線従事者の免許を受けた者をいいます。)に行っていただきます。ただし、電波法及び電波法関係法令に別段の定めがある場合は、この限りではありません。 (略)</p> <p>(無線局免許取扱手数料の支払義務) 第36条 利用契約者は、電波法に定める特定無線局(包括免許制度適用の無線局)とする無線局以外の無線局に関し、電波法及び電波法関係法令の規定に基づく事務及び作業を行ったときは、料金表第3表(無線局免許取扱手数料)に規定する無線局免許取扱手数料を支払っていただきます。</p> <p>(HUB局の検査及びVSAT地球局設備の点検) 第43条 当社は、電波法及び電波法関係法令に基づき地球局の検査を受けようとするとき、又は保守のために地球局設備等を点検しようとするときは、あらかじめ、その期日及び検査等を行う場所を利用契約者に通知します。</p> <p><u>附 則</u> <u>(実施期日)</u> <u>この約款は、令和4年10月1日から実施します。</u></p> |